

江別市ふるさとえべつ教育応援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、予算の範囲内においてふるさとえべつ教育応援補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、市内の良好な教育環境の整備を後押しすることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる者（大学にあっては、その設置する大学院及び短期大学部を含む。）とする。

- (1) 学校法人 酪農学園 酪農学園大学
- (2) 学校法人 北翔大学
- (3) 学校法人 札幌学院大学
- (4) 学校法人 電子開発学園 北海道情報大学
- (5) 北海道江別高等学校
- (6) 北海道野幌高等学校
- (7) 北海道大麻高等学校
- (8) 学校法人 酪農学園 酪農学園大学附属 とわの森三愛高等学校
- (9) 学校法人 立命館 立命館慶祥高等学校

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が実施する次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 教育施設及び教育設備の充実に係る事業
- (2) 就学支援及び奨学金の支給に係る事業
- (3) 文化活動及びスポーツの振興に係る事業
- (4) 地域での活動及び交流を推進する事業
- (5) その他市長が適当と認める事業

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 施設及び設備の設置又は修繕に係る経費
- (2) 教材教具、消耗品及び備品の購入に要する経費
- (3) 就学を支援するための給付等に要する経費
- (4) 講演会、研修会等の実施に要する経費
- (5) その他市長が必要と認める経費

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に10分の10を乗じて得た額（千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。ただし、江別市ふるさと納税寄附金取扱要綱（平成20年8月29日市長決裁）第3条第2項の規定に基づき、その用途を第2条に定める補助対象者のいずれかに指定し納められた寄附金の合計額から必要経費等を差し引いた額を当該指定された補助対象者に対する補助金の上限額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、ふるさとえべつ教育応援補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添付し、第3条に規定する補助対象事業の開始前までに市長に申請するものとする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助決定額の通知)

第7条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金額を決定し、ふるさとえべつ教育応援補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 補助金は、前条の規定による補助決定額の通知後、補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）から、ふるさとえべつ教育応援補助金請求書（第3号様式）の提出を受け交付するものとする。

(補助金の受領等の委任)

第9条 補助事業者は、補助金の受領及び補助対象事業における運用について、教育振興会その他の外部組織又はその組織に属する個人に委任することができる。

(申請事項の変更及び承認)

第10条 補助事業者は、交付決定後に交付対象事業の内容を変更するときは、その変更の内容が軽微で、事業の目的の達成に影響しない場合を除き、あらかじめふるさとえべつ教育応援補助金事業変更等届出書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、ふるさとえべつ教育応援補助金変更等決定通知書（第5号様式）により通知するものとする。

(事業完了報告の提出)

第11条 補助事業者は、事業終了後、遅滞なくふるさとえべつ教育応援補助金実績報告書（第6号様式）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書及び収支決算書
- (2) 補助対象経費に係る領収証及び内訳書の写し
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(補助金額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、補助金の額を確定し、ふるさとえべつ教育応援補助金確定通知書（第7号様式）により補助事業者に通知するものとする。

2 補助事業者は、すでに交付を受けている補助金の額が確定した補助金の額を上回るときは、その差額を速やかに市長に返還しなければならない。

(財産の処分の制限)

(交付決定の取消し等)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。この場合において、補助事業者は、既に交付を受けた補助金があるときは、直ちにこれを返還しなければならない。

- (1) 偽りその他の不正な行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。

(財産の処分の制限)

第14条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年を経過する日以前に、補助金により取得した財産を譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ、取得財産の処分申請書(第7号様式)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、企画政策部長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。